

荒川水系(埼玉県域)の 減災に係る取組の実施状況

令和元年5月27日

荒川水系（埼玉県域）大規模氾濫に関する減災対策協議会

水防災意識社会 再構築ビジョン

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「**水防災意識社会 再構築ビジョン**」として、全ての直轄河川とその沿川市町村(109水系、730市町村)において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

＜ソフト対策＞

・住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、平成28年出水期までを目途に重点的に実施。

＜ハード対策＞

・「洪水を安全に流すためのハード対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危険管理型ハード対策」を導入し、平成32年度を目途に実施。

主な対策

各地域において河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

＜危機管理型ハード対策＞

○越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進
いわゆる粘り強い構造の堤防の整備

＜被害軽減を図るための堤防構造の工夫(対策例)＞



＜洪水を安全に流すためのハード対策＞

○優先的に整備が必要な区間において、堤防のかさ上げや浸透対策などを実施

＜住民目線のソフト対策＞

- 住民等の行動につながるリスク情報の周知
 - ・立ち退き避難が必要な家屋倒壊危険区域等の公表
 - ・住民のとりべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良
 - ・不動産関連事業者への説明会の開催
- 事前の行動計画作成、訓練の促進
 - ・タイムラインの策定
- 避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供
 - ・水位計やライブカメラの設置
 - ・スマホ等によるプッシュ型の洪水予報等の提供



※ 河川堤防の決壊に伴う洪水氾濫により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域

住民目線のソフト対策

○水害リスクの高い地域を中心に、スマートフォンを活用したプッシュ型の洪水予報の配信など、住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう住民目線のソフト対策に重点的に取り組む。

リスク情報の周知

○立ち退き避難が必要な家屋倒壊危険区域等の公表
⇒平成28年出水期までに水害リスクの高い約70水系、平成29年出水期までに全109水系で公表



→H29.5に公表

○住民のとりべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良
⇒「水害ハザードマップ検討委員会」にて意見を聴き、平成27年度内を目途に水害ハザードマップの手引きを作成
→H28.4に公表

○不動産関連事業者への説明会の実施
⇒水害リスクを認識した不動産売買の普及等による、水害リスクを踏まえた土地利用の促進

事前の行動計画、訓練

○避難に着目したタイムラインの策定
○首長も参加するロールプレイング形式の訓練



⇒平成28年出水期までに水害リスクの高い約400市町村平成32年度までに全730市町村で策定

避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供

スマホ等で取得



洪水予報等の情報をプッシュ型で配信



自分のいる場所の近傍の情報



⇒平成28年夏頃までに洪水に対しリスクが高い区間において水位計やライブカメラを設置
→設置済み※
・平成28年出水期からスマートフォン等によるプッシュ型の洪水予報等の配信を順次実施
→H29.5開始

※荒川では想定最大規模降雨を前提とした洪水浸水想定区域はH28.5に公表済み

大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方 答申 ～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築～

○行政・住民・企業等の各主体が水害リスクに関する知識と心構えを共有し、氾濫した場合でも被害の軽減を図るための、避難や水防等の事前の計画・体制、施設による対応が備えられた社会を目指す。

○対応すべき課題

➤危険な区域からの立ち退き避難

- ✓市町村・住民等の適切な判断・行動
- ✓市町村境を超えた広域避難

➤水防体制の弱体化

- 住まい方や土地利用における水害リスクの認識の不足
- 「洪水を河川内で安全に流す」施策だけで対応することの限界

○住民目線のソフト対策への転換

これまでの河川管理者等の行政目線のものから住民目線のものへと転換し、利用者のニーズを踏まえた真に実践的なソフト対策の展開を図る

➤円滑かつ迅速な避難の実現

- ・家屋倒壊危険区域等、立ち退き避難が必要な区域を表示するなど、避難行動に直結したハザードマップに改良
- ・広域避難等の計画づくりを支援する協議会等の仕組みの整備
- ・スマートフォン等を活用したプッシュ型の河川水位情報の提供 等

➤的確な水防の推進

- ・水防体制を確保するための自主防災組織等の水防活動への参画 等

➤水害リスクを踏まえた土地利用の促進

- ・開発業者や宅地の購入者等が、土地の水害リスクを容易に認識するため、様々な場所での想定浸水深の表示
- ・不動産関連事業者への洪水浸水想定区域の説明会等の開催 等

○危機管理型ハード対策導入

従来の「洪水を河川内で安全に流す」対策に加え、氾濫した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入する

➤減災のための危機管理型ハード対策の導入

- ・越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進
- ・堤防構造の工夫や氾濫水を速やかに排水するための排水対策等の「危機管理型ハード対策」とソフト対策を一体的・計画的に実施するための仕組みの構築 等

荒川水系(埼玉県域)大規模氾濫に関する減災対策協議会

■ 荒川水系(埼玉県域)大規模氾濫に関する減災対策協議会

- 荒川水系(埼玉県域)においては、埼玉県内の44市町、埼玉県、気象庁熊谷地方气象台、独立行政法人水資源機構、関東地方整備局で構成される減災対策協議会を平成28年5月31日に設立した。
- 平成28年9月28日に「減災に係る取組方針」を策定した。

■ 参加機関

さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、東松山市、春日部市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、川島町、吉見町、鳩山町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町、埼玉県危機管理防災部・県土整備部、気象庁熊谷地方气象台、独立行政法人水資源機構(荒川ダム総合管理所・利根導水総合事業所)、国土交通省関東地方整備局(荒川上流河川事務所・荒川下流河川事務所・二瀬ダム管理所)

■ これまでの減災対策協議会

- 第1回協議会【平成28年5月31日】
 - ・協議会規約(案)の承認
 - ・水害リスク情報や取組状況の共有
 - ・減災のための目標(案)について
- 第2回協議会【平成28年9月28日】
 - ・減災に係る取組方針(案)の承認
- 第3回協議会【平成29年6月1日】
 - ・減災に係る取組の実施状況の確認
 - ・今後のスケジュールの承認
 - ・洪水ハザードマップ更新依頼
 - ・水防法の一部改正
 - ・PUSH型洪水情報の配信について
- 第4回協議会【平成30年5月22日】
 - ・減災対策協議会規約および取組方針の見直し
 - ・減災に係る取組の実施状況について
 - ・平成29年台風第21号出水概要



第1回協議会(平成28年5月31日)



第2回協議会(平成28年9月28日)

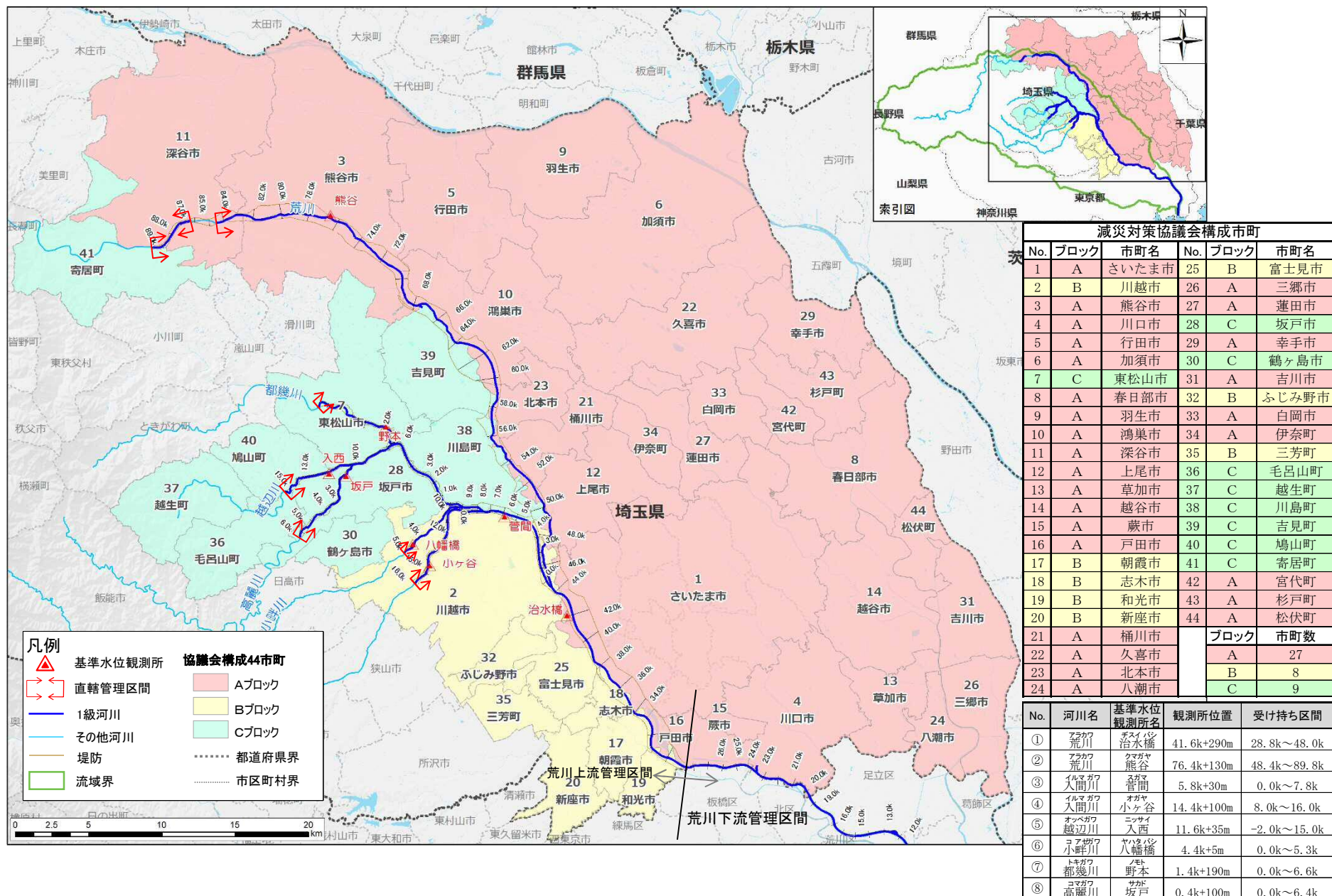


第3回協議会(平成29年6月1日)



第4回協議会(平成30年5月22日)

減災対策協議会44市町の位置図



「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定について

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

- 平成30年7月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受け、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するため、2020年度目途に取り組むべき緊急行動計画を改定。
- 具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時に実際に行動する主体である住民の取組強化、洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化等の観点により、緊急行動計画の取組を拡充。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

(1) 関係機関の連携体制

- ・国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置
- ・協議会に利水ダム管理者やメディア関係者など多様な関係機関の参画
- ・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取り組みを共有するための連絡会を設置

(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・要配慮者利用施設における避難確保：避難確保計画の作成を進めるとともにそれに基づく避難訓練を実施
- ・多機関連携タイムライン：多くの関係機関が防災行動を連携して実施することが必要となる都市部等の地域ブロックで作成
- ・防災施設の機能に関する情報提供：ダムや堤防等の施設の効果や機能、避難の必要性等に関して住民等へ周知 等

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・防災教育の促進：防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- ・共助の仕組みの強化：地区防災計画等の作成促進、地域の防災リーダー育成を推進
- ・住民一人一人の適切な避難確保：マイ・タイムラインの作成等を推進
- ・リスク情報の空白地帯の解消：ダム下流部の浸水想定図の作成・公表、土砂災害警戒区域等の指定の前提となる基礎調査の早期完了 等

③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施する箇所の拡充
- ・危機管理型水位計：災害時に危険性を確認できるよう、機能を限定した低コストの水位計を設置
- ・円滑な避難の確保：代替性のない避難所や避難路を保全する砂防堰堤等の整備
- ・簡易型河川監視カメラ：災害時に画像・映像によるリアルタイムのある災害情報を配信できるよう、機能を限定した低コストの河川監視カメラを設置 等

(6) 減災・防災に関する国の支援

- ・計画的・集中的な事前防災対策の推進：事前防災対策として地方公共団体が実施する「他事業と連携した対策」「抜本的対策（大規模事業）」を支援する個別補助事業を創設
- ・TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化：大規模自然災害の発生に備えた初動対応能力の向上 等

(3) 被害軽減の取組

① 水防体制に関する事項

- ・重要水防箇所の共同点検：毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（建設業者を含む）が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実：水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等

② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達：各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実：耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有
- ・民間企業における水害対応版BCPの策定を推進 等

(4) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善：国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水作業準備計画を作成
- ・排水設備の耐水性の強化：下水道施設、河川の排水機場について、排水機能停止リスク低減策を実施 等

(5) 防災施設の整備等

- ・堤防等河川管理施設の整備：国管理河川において、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施
- ・土砂・洪水氾濫への対策：人命への著しい被害を防止する砂防堰堤・遊砂地、河道断面の拡大等の整備
- ・多数の家屋や重要施設等の保全対策：樹木伐採、河道掘削等を実施
- ・本川と支川の合流部等の対策：堤防強化、かさ上げ等を実施
- ・ダム等の洪水調節機能の向上・確保：ダム再生を推進、ダム下流河道の改修、土砂の抑制対策
- ・重要インフラの機能確保：インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤、海岸堤防等の整備 等

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画について

ハード対策の主な取組

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
洪水を河川内で安全に流す対策			(新) 多数の家屋や重要施設等の保全対策等（樹木伐採、河道掘削）	
危機管理型ハード対策				
避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備			(新) 広域避難計画に必要となる避難場所、避難路の整備	

ソフト対策の主な取組

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
的確な避難行動を取るための情報提供			(新) 河川監視用カメラ等の情報提供の拡充 (新) 洪水予測や河川水位の状況に関する解説	
避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成			(新) 避難訓練等の実施による避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認及び見直し	
浸水リスク情報の周知、避難行動支援			(新) 応急的な退避場所の確保 (新) 避難訓練への地域住民の参加促進 (新) 高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施及び要配慮者利用施設等の避難における地域との連携事例の共有 (新) 地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する支援 (新) 地域防災力の向上のための人材育成	
防災教育や防災知識の普及			(新) 防災施設の機能に関する情報提供の充実	
より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化				
既設ダムの危機管理型運用方法の確立			(新) ダム放流情報を活用した避難体系の確立	
排水作業準備計画(案)の作成及び排水訓練の実施				

荒川水系(埼玉県域)の減災に係る取組方針【骨子(改定案)】

■ 荒川水系(埼玉県域)の特徴

- 埼玉県の主要部を貫流し、背後の低平地の市街化が進み人口・資産が集積している。
- 計画断面に対して堤防高・幅が不足している区間があり、支川上流部等では無堤部も存在。(堤防整備率本川約59%、支川約86%)
- ひとたび堤防が決壊すれば、広範囲が浸水し甚大な人的、物的被害が発生するとともに、復旧・復興には多大の費用と時間を要することが想定される。
- 比較的大きな流域を持つ支川入間川が中流部で合流(多数の支川入間川を含めて5河川を直轄管理)。降雨形態により本川型、支川型の洪水となる場合がある。

■ 水害リスクや解決すべき課題

- 氾濫特性としては、荒川本川の入間川合流点下流は「拡散型」であり、合流点上流左岸は「広域拡散型」、右岸は「拡散貯留型」、その他は山付きや支川堤防による「貯留型」の様相を呈している。
- 荒川本川左岸上流の広域拡散型氾濫では、氾濫水は極めて広範囲に時間差をもって広がり、河川に接していない多くの市町が広域にわたり浸水する(想定最大規模の洪水時には1地点の破堤で最大約24自治体が浸水)。
- 貯留型氾濫形態の箇所では、浸水深が深くなるとともに市町によっては全域もしくは広範囲にわたり長時間浸水し、隣接する市町への広域避難が必要な場合も想定される。
- 荒川等の水位が高くなると中小河川の自然流下が困難となり、水位が高い状態が長く続くため内水被害が発生する恐れがある。貯留型氾濫形態の箇所では、氾濫水の排水も容易ではない。
- 近年破堤を伴う大規模氾濫が発生していないため、荒川で水害が発生することの認識が低い。
- 高齢化等による水防団員の減少が顕著である。

■ 5年間で達成すべき目標

荒川水系(埼玉県域)の大規模水害に対し、大規模水害……………想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害
逃げ遅れゼロ……………避難行動が遅れ人命にかかわるような逃げ遅れをなくす
「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。社会経済被害の最小化・大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態

■ 概ね5年で実施する主な取組 赤文字:緊急行動計画改定による主な変更

【ハード対策】

- 優先的に実施する堤防整備、多数の人命被害が生じる区域の堤防強化対策、橋梁部周辺対策の実施(洪水を安全に流す対策)
- 堤防天端の保護、裏法尻の補強(危機管理型ハード対策)

- 危機管理型水位計やCCTVカメラの設置、監視機能強化等
- 排水機場の耐水化や水門・機場等の遠隔操作を確実にできる対策(二重化)の実施
- 河川防災ステーションの整備や円滑な水防活動等の活用方策検討、堤防天端上の車両交換場所等の整備

【ソフト対策】

① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

- 災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化
- 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実
- 氾濫ブロック・区間に応じたきめ細やかな危険水位設定
- 浸水被害軽減地区指定にむけた箇所の抽出及び情報提供の実施、課題の共有を踏まえた指定
- 広域避難計画の策定、市町間の協定締結
- 平常時から住民に水害リスクを分かりやすく伝える「まるとまちごとハザードマップ」の推進及び設置事例や利活用事例の共有
- 要配慮者利用施設の避難計画の作成および訓練の支援
- 避難場所の絶対数が不足する地域における既存施設の避難場所としての活用及び民間施設を活用した事例や調整内容、協定の締結等の情報提供
- 教員を対象とした講習会の実施、小学生、中学生を対象とした防災教育の実施・支援及び先進的な事例の共有

② 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動等の取組

- 水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間や重要水防箇所の共同点検
- 水防団強化を目的とした、広報の充実(水防団確保)、水防団間での連携・協力に関する検討及び関係機関が連携した実働水防訓練の実施、訓練内容の改善
- 既存ダムの機能を最大限活用する運用方法の検討等

③ 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

- 既存排水施設、排水ポンプ車等を活用した排水作業準備計画の策定
- 排水作業準備計画に基づく排水訓練の実施

取組の実施状況

1) ハード対策の主な取組

[illegible]

- ・ 優先的に実施する堤防整備【取組1】

- 羽倉橋より上流の堤防の幅、高さが不足している箇所について、**堤防整備**を実施中。
(さいたま築堤：上流の開平橋～下流の羽根倉橋までの左右岸堤防)

H30年度工事実施箇所



※さいたま築堤として整備された堤防は平成30年度より事業化された荒川第二・三調節池の周囲堤として機能します。11

1) 洪水を河川内で安全に流す対策

・ 橋梁部周辺対策の実施【取組2】

- 笹目橋上流側左右岸において局所的に堤防が低く越水のおそれのある箇所を盛土等により堤防の高さを確保する。武蔵野線橋梁右岸部対策も平成30年度に完了。



右岸整備状況(H30.1.11時点)



実施箇所(右岸全景)

左岸整備状況(H31.1.9時点)



事業箇所(左岸全景)

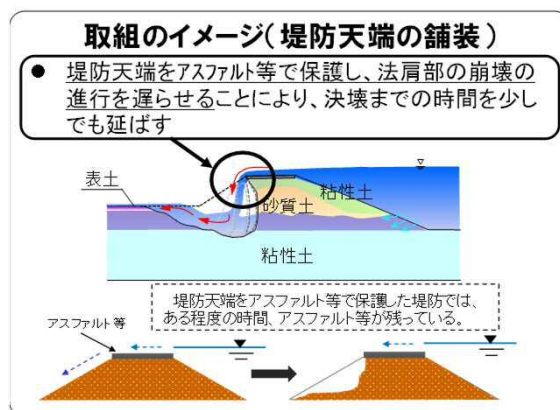


実施箇所(堤防天端舗装)

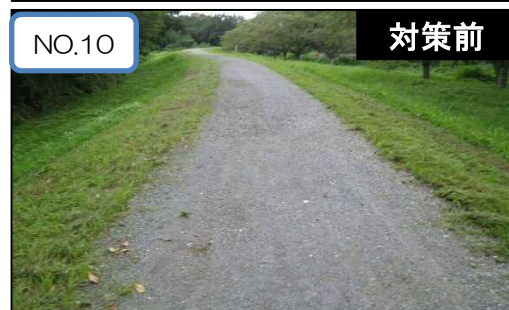
1) 危機管理型ハード対策

・ 堤防天端の保護、裏法尻の補強【取組3】

➤ 堤防天端の保護(堤防天端の舗装)による「危機管理型ハード対策」を熊谷市明戸地先で実施した。



H29熊谷管内上流維持管理工事 明戸工区天端保護工 整備状況



・堤防天端の保護、裏法尻の補強【取組3】

- ### 堤防裏法尻の補強

○ 裏法尻をブロック等で補強し、深掘れの進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす

堤防裏法尻をブロック等で補強

実施箇所(都幾川左岸6.0k付近)

全景 (裏法尻補強地点)

対策前

都幾川

対策後

対策前

都幾川

対策後

都幾川

14

1) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤などの整備

- 雨量・水位などの観測データおよび洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備・拡充
(危機管理型水位計やCCTVカメラの設置等)【取組4】



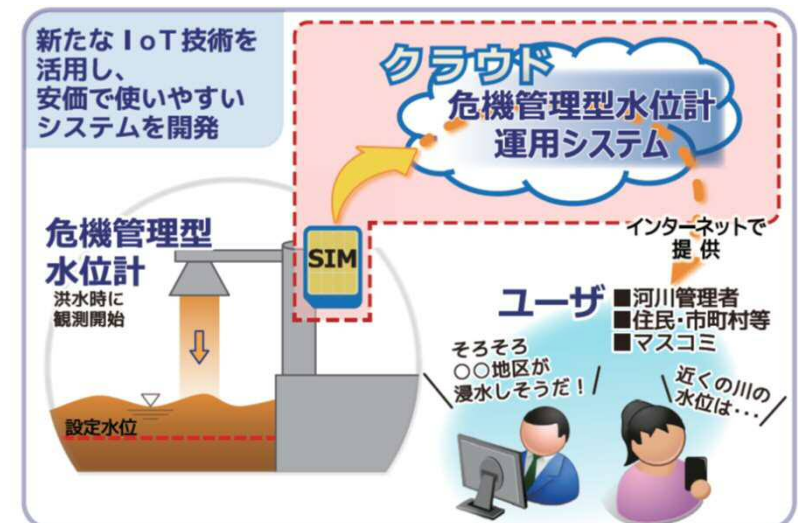
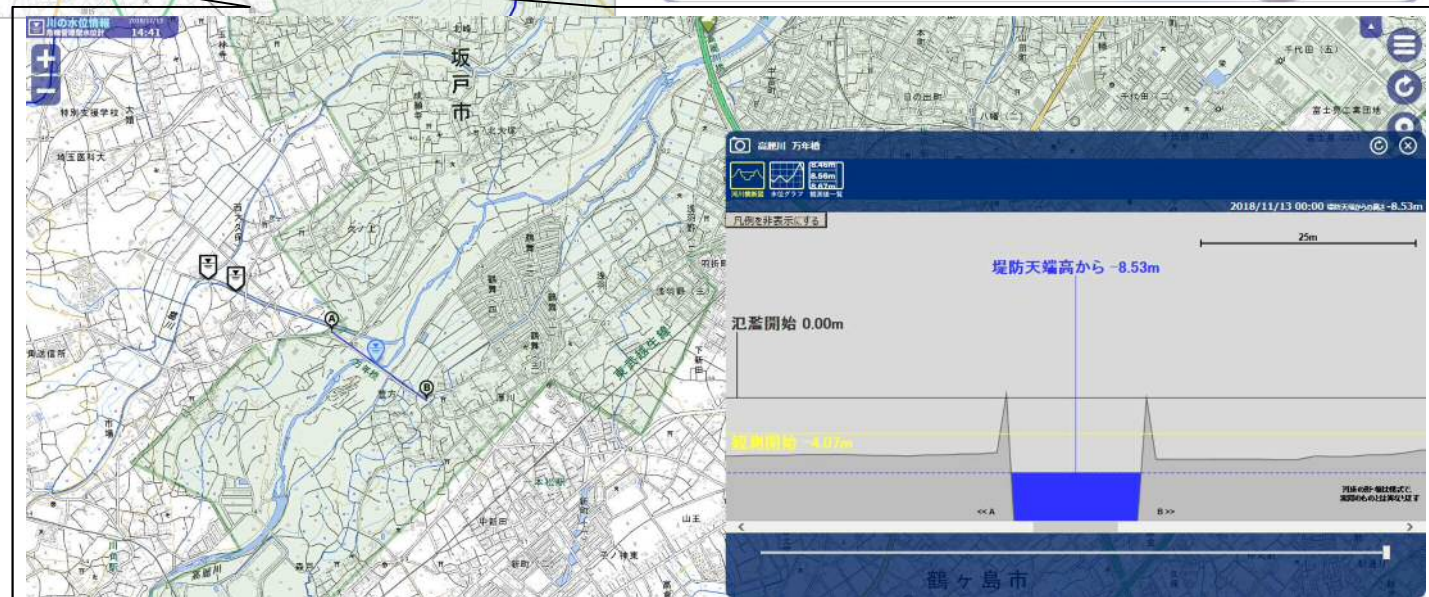
危機管理型水位計の写真
(上段:接触型、下段:非接触型)



荒川右岸34.0k 朝霞市



小畔川2.8k(精進場橋)川越市



1) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤などの整備

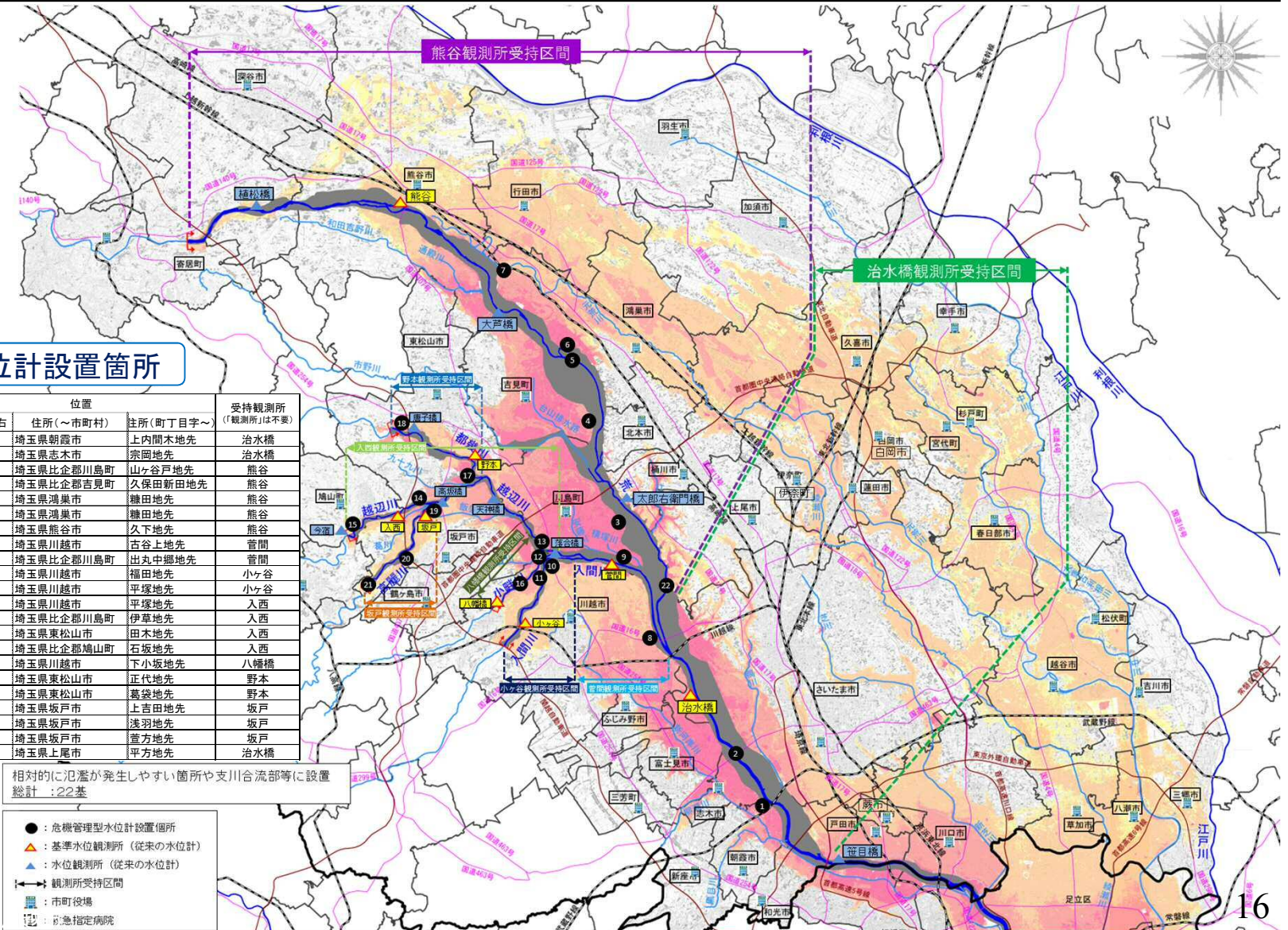
- 雨量・水位などの観測データおよび洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備・拡充
(危機管理型水位計やCCTVカメラの設置等)【取組4】

危機管理型水位計設置箇所

No.	水系	河川	KP	左右	住所(～市町村)	住所(町丁目字～)	受観測所 (「観測所」は不要)
1	荒川	荒川	34.0	右	埼玉県朝霞市	上内間木地先	治水橋
2	荒川	荒川	37.2	右	埼玉県志木市	宗岡地先	治水橋
3	荒川	荒川	53.2	右	埼玉県比企郡川島町	山ヶ谷戸地先	熊谷
4	荒川	荒川	58.8	右	埼玉県比企郡吉見町	久保田新田地先	熊谷
5	荒川	荒川	63.3	左	埼玉県鴻巣市	糠田地先	熊谷
6	荒川	荒川	64.0	左	埼玉県鴻巣市	糠田地先	熊谷
7	荒川	荒川	70.4	左	埼玉県熊谷市	久下地先	熊谷
8	荒川	入間川	0.5	右	埼玉県川越市	古谷上地先	管間
9	荒川	入間川	5.3	左	埼玉県比企郡川島町	出丸中郷地先	管間
10	荒川	入間川	10.2	右	埼玉県川越市	福田地先	小ヶ谷
11	荒川	入間川	11.0	左	埼玉県川越市	平塚地先	小ヶ谷
12	荒川	越辺川	0.2	右	埼玉県川越市	平塚地先	入西
13	荒川	越辺川	0.8	左	埼玉県比企郡川島町	伊草地先	入西
14	荒川	越辺川	10.4	左	埼玉県東松山市	田木地先	入西
15	荒川	越辺川	13.8	左	埼玉県比企郡鳩山町	石坂地先	入西
16	荒川	小群川	2.8	左	埼玉県川越市	下小坂地先	八幡橋
17	荒川	都幾川	0.4	右	埼玉県東松山市	正代地先	野本
18	荒川	都幾川	6.0	左	埼玉県東松山市	葛袋地先	野本
19	荒川	高麗川	0.0	右	埼玉県坂戸市	上吉田地先	坂戸
20	荒川	高麗川	3.3	右	埼玉県坂戸市	浅羽地先	坂戸
21	荒川	高麗川	5.5	右	埼玉県坂戸市	萱方地先	坂戸
22	荒川	荒川	48.3	左	埼玉県上尾市	平方地先	治水橋

相対的に氾濫が発生しやすい箇所や支川合流部等に設置
総計：22基

- ：危機管理型水位計設置箇所
- ▲：基準水位観測所(従来の水位計)
- ▲：水位観測所(従来の水位計)
- ：観測所受持区間
- ：市役所
- ⚕：指定病院



1) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤などの整備

・ 情報伝達手段の改善【取組5】

- 平成30年度末時点で上尾市・松伏町等多くの市町が防災行政無線のデジタル化に移行。
- 桶川市・三芳町等、多くの市町で新たな情報伝達手段としてYahoo!防災速報、SNS(フェイスブック、ツイッター等)、Lアラート、登録制メールを用いた災害時の情報発信手段を整備・運用。
- 上尾市では、防災行政無線のデジタル化の更新に伴い、電話応答サービスを導入。
- 桶川市では、市内公共施設に下記画像をポスターとして掲示するほか、年に1度市広報誌へ登録を促す記事を掲載。
- 三郷市では、国土交通省関東地方整備局で実施している緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信を開始。

桶川市防災情報メール配信中!!

～災害時・緊急時には、速やかに正確な情報を収集することが重要です～

●桶川市では、気象警報や、震度情報、防犯情報および防災行政無線の放送内容などを、メールでお知らせするサービスを実施していますので、ぜひ登録をお願いします。(登録無料、通信料のみ利用者負担)

- 桶川市において発令された各種気象警報
- 桶川市の震度情報(震度4以上)
- 犯罪発生・不審者情報などの防犯情報
- 防災行政無線の放送内容(建物火災情報は除く)
- 国民保護情報(武力攻撃やテロなどの情報)

登録方法

- ①okegawa-city_subscribe@jam2.oshirase-plus.jp に、空メールを送ります。
- ②桶川市防災情報メールシステムから「登録確認メール」が送られてきます。
- ③「登録確認メール」の本文中に記載されたアドレスにアクセスし、サイトの指示に従って登録をしたら完了です。

QRコードが認証できる場合には、右記のQRコードから、メール送信が可能です。

※一部機種(らくらくフォンなど)で上記登録方法が使用できない場合があります。登録がうまくいかない場合は、ホームページをご覧ください。安心安全課までお問い合わせください。

お問合せ 安心安全課 (代)786-3211

市民の皆様、登録をお願いするべし!!!



防災情報メールの配信(桶川市)

＜通知履歴 三芳町からの緊急情報＞

三芳町から防災情報の配信を開始しました
9月11日 10:10配信

【タイトル】
三芳町から防災情報の配信を開始しました

【配信時刻】
9月11日 10時10分

【本文】
本日9月11日、三芳町から「Yahoo!防災速報」を活用した防災情報の配信を開始しました。

今後、災害発生時や台風接近時などに、避難所の開設状況や注意喚起の情報を配信予定です。身の安全を守るためにお役立てください。

自治体からの緊急情報について
<https://notice.yahoo.co.jp/emg/sokuho/series/faq/management.html>

緊急情報の配信(三芳町)

防災行政無線の放送内容を電話で確認できるようになりました。

電話番号(通話料がかかります)
048-775-5577

防災行政無線の放送内容
電話応答サービスとは?
[平成31年2月1日運用開始]

○防災行政無線の放送内容や電話応答サービスとは、上尾市の防災行政無線で放送した内容を電話で確認できるサービスです。

※通話料:
・音声ガイダンスに接続して確認してください。
・放送内容は、電話回線が込み合う場合がございます。繋がらない場合はしばらくしてからお掛け直しください。
・フリーダイヤルではございませんので、通話料は自己負担となります。
・放送内容の受付時間は24時間です。24時間を通じてお申し込みいただけます。

サービスに関するお問い合わせ
上尾市役所 危機管理課 電話 048-775-5140

電話応答サービス(上尾市)

1) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

・ 水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備【取組6】

- 「水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備」に関する情報収集・共有として『**荒川水防新技術見学会**』を、昨年度に引き続き開催。
- なお、平成30年度は水のうなどの新技術の展示・技術紹介に加え、実際の現場にてこれら水防技術を活用するために必要な水防技能の習得を目的とした”水防技能訓練”も実施。
- 自治体の防災担当者、災害協定業者など約80名が参加。今後の水防新技術導入へ向けての一助となった。

・ 日 時：平成30年6月26日(火) ・ 会 場： 荒川第一調節池(彩湖)

●水防新技術見学内容

出展企業	水防新技術
①トーハツ(株)	警告灯・止水板・吸水性土のう
②大嘉産業(株)	耐久性土のう・袋型根固め・繊維系強化カゴ
③(株)鶴見製作所	排水ポンプ
④一般社団法人リバーテクノ研究会	釜段工用箱型鋼製枠・三角水のう・止水板
⑤エスアールジータカミヤ株式会社	水のう
⑥(株)ナショナルマリンプラスチック	止水板



●水防訓練内容

- ・ロープワーク訓練
- ・土のうづくり訓練
- ・越水防止工法実施訓練
積のう工(従来工法)
水のう工(新技術)

・ロープワーク訓練



・土のうづくり訓練



・積土のう工訓練



・水のう工訓練



荒川水防新技術見学会の開催状況

1) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

・ 水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備【取組6】

- 志木市では、平成29年度に4台、平成30年度に2台、計6台のエンジンポンプを配備。
- 新座市では、市民の方が自由に使用できるよう、まちなかに土のうステーションを設置し、自助による水防活動を支援。

➤ エンジンポンプの配備(志木市)

配備年数:平成29年度 4台
平成30年度 2台
合計 6台

排水能力:毎分30.0m³

ポンプ種別: 全6台ETS形自吸式エンジンポンプ



配備したエンジンポンプ(志木市)

➤ 土のうステーションの設置(新座市)

平成30年度に土のうステーションを1基購入し、計3か所となった。



設置した土のうステーション(新座市)

1) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

・ 浸水時においても災害対応を継続するための施設整備および自家発電装置の耐水化等【取組8】

- 川口市では、水害時の水損リスクに配慮し、新庁舎の自家発電装置を含め電気室等の主要な基幹設備に係る諸室を最上階に配置する。稼働時間は最大72時間。
- 吉川市では、市役所新庁舎建設に伴い自家発電装置を屋上に設置。
- 吉見町では、庁舎に隣接する車庫棟屋上に蓄電池を備えた太陽光パネルを設置済み(H28)。
- 宮代町では、役場の非常用電源設備について、浸水発生時でも継続して使用できるように庁舎の2階程度の高さまでかさ上げを実施。

➤ 自家発電装置の屋上設置(吉川市)

- ・非常用電源500KVA
- ・燃料:軽油、燃料消費量約120.5L/hr
- ・地下燃料タンク1万リットル(72H対応)



自家発電装置の屋上設置(吉川市)

➤ 非常用電源設備のかさ上げ(宮代町)

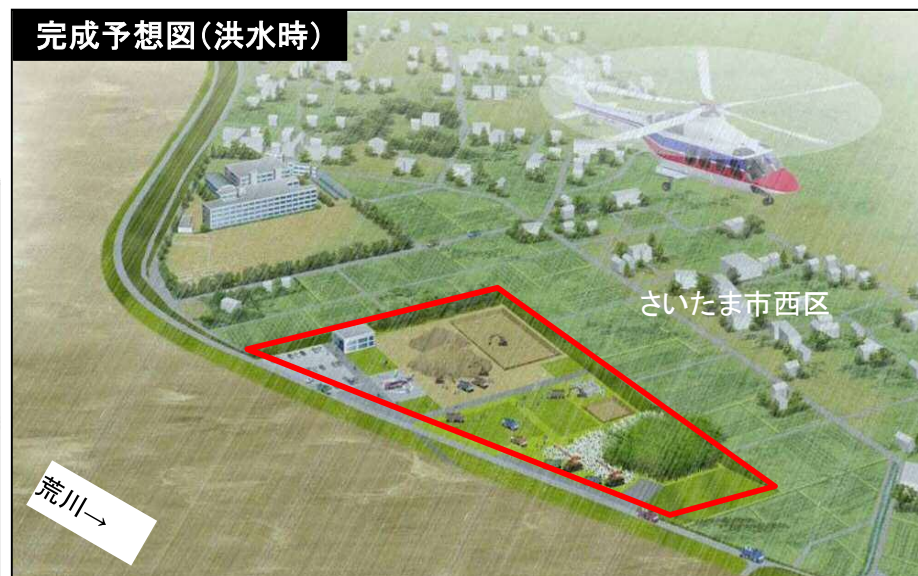


非常用電源設備のかさ上げ(宮代町)

1) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

・ 河川防災ステーションの整備や堤防天端上の車両交換場所等の整備【取組9】

- さいたま市の西遊馬地区に水防活動のための資材を備蓄するなど災害復旧活動を行うための基地となる“**西遊馬地区河川防災ステーション**”の整備を実施中。



2) ソフト対策の主な取組

2)① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

- ・ 気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善（水害時の情報入手のしやすさサポート）【取組12】

➤ 気象庁では、気象庁HPを更新した。また、スマートフォン向けトップページを新設した。

気象庁トップページがわかりやすくなります

いま知りたい情報を分かりやすく表示

「天気」、「大雨・台風」、「地震・火山」など
いま知りたい情報に簡単にアクセスできるようになります。

普段の暮らしで
知りたい情報を表示

大雨や台風の時に
知りたい情報を表示



スマートフォンからも見やすく

スマートフォン向けトップページを新設します。
スマートフォンでアクセスすると自動的に表示します。
トップページからたどれる各種コンテンツについても、
今後スマートフォン対応を検討して参ります。

バナーからワンタッチで
危険度分布を表示

位置情報をもとに
自分のいる場所の
危険度を表示



気象庁HPの更新(気象庁)

2)① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

・ 災害時の情報発信における地元メディアとの連携【取組13】

➤ ふじみ野市の事例

- 平成29年度に、(株)ジェイコムさいたま東上局及び(株)ジェイコム北関東川越局と防災行政無線で放送する情報の提供について覚書を取り交わした。
- 契約者は、平成29年10月2日(月)より防災行政無線放送をJ:COM防災情報端末で受信できる。

防災

J:COM 防災情報端末で防災行政無線放送を受信できます

市は、(株)ジェイコムさいたま東上局および(株)ジェイコム北関東川越局と防災行政無線で放送する情報の提供について覚書を取り交わしました。J:COM防災情報端末をリースすれば10月2日(月)から防災行政無線放送を受信できます。

配信内容／防災行政無線の放送内容、気象庁からの緊急地震速報など

費用／J:COM加入者300円、未加入者

500円(1台あたり月額)
契約に関する問合せ／J:COMカスタマーセンター (TEL0120-999-000)
※受付時間は午前9時～午後6時。
▶防災行政無線放送を受信できるJ:COM 防災情報端末 (縦8cm×横8cm×高さ8cm)

※端末は写真と異なる場合があります。



行政告知放送に関する覚書締結の様子

市報ふじみ野平成29年9月号(ふじみ野市)

➤ 三芳町の事例

- 特定非営利活動法人 安心安全ネットワークきずななどの災害協定締結による、自治体からの緊急情報の発信。

➤ 羽生市の事例

- テレ玉 市町村データ放送サービスを開始。

テレ玉 市町村データ放送サービス



最新の情報をリアルタイムに発信！デジタル弱者に優しい新たな住民サービス！

緊急時には即時に！ 防災無線の情報活用！ **低コスト！** 情報入力も簡単！

いつでもどこからでも即時配信！ 速くて聞こえない？ 防災無線の代替機能 月額5万円～ 誰でも簡単に！ エクセルに入力のみ

テレ玉放送中はいつでもどこでも視聴可能！ いつでもどこでもテレビがあれば視聴できます！

テレ玉のデータ放送は番組情報や県内のニュース・天気・埼玉県からのお知らせなど便利な情報が満載！各市町村発の防災情報をリアルタイムにお届けするほか、平時には、お知らせやお出かけ、イベント情報等を掲載します！



「〇〇市からのお知らせ」を選択！



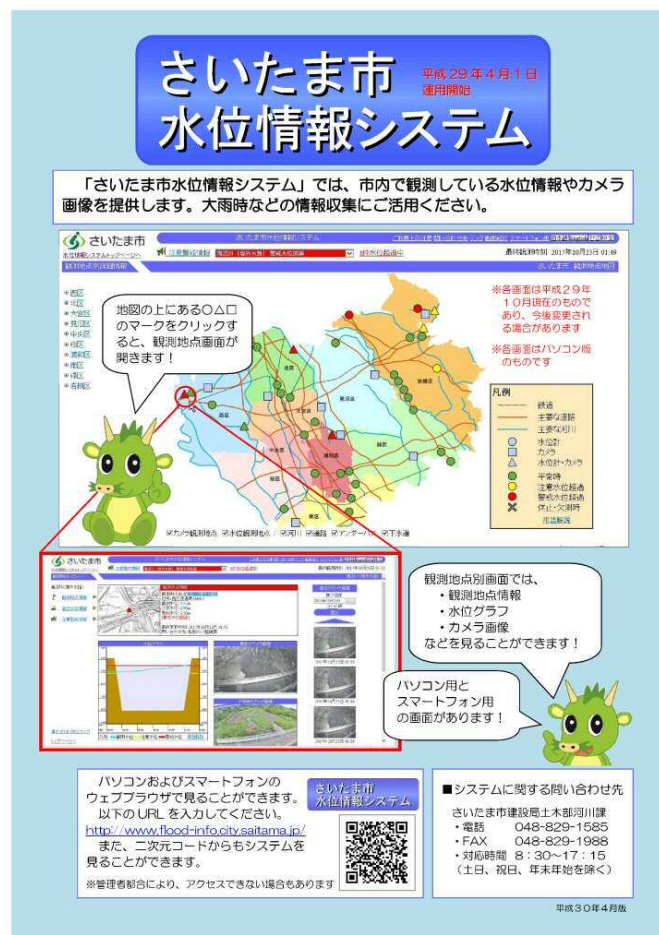
市町村データ放送サービス(羽生市)

2)① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実【取組14】

➤ さいたま市の事例

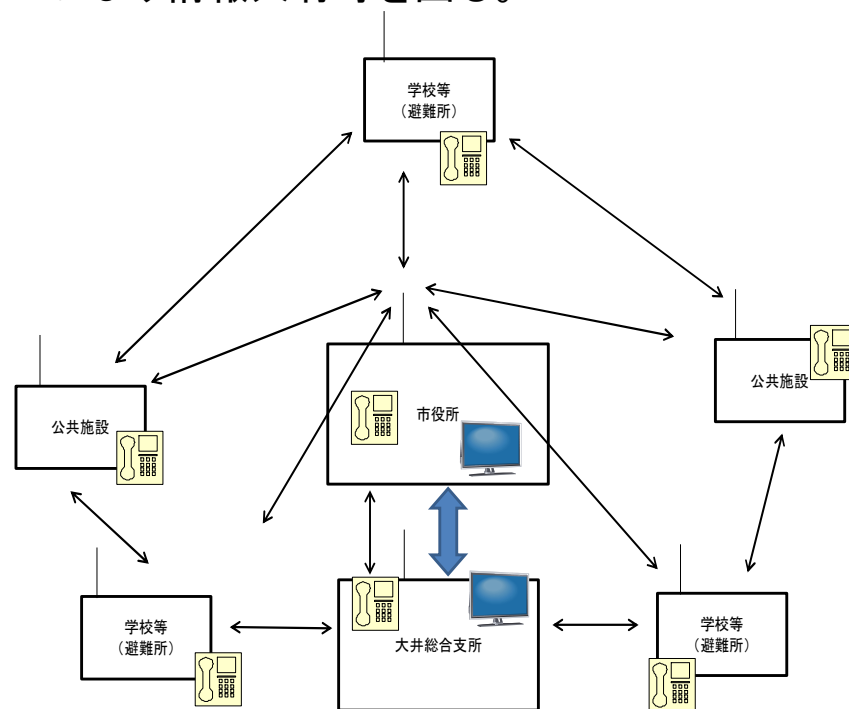
- 「さいたま市水位情報システム」では、市内で観測している水位情報やカメラ画像を提供。



さいたま市水位情報システム(さいたま市)

➤ ふじみ野市の事例

- 避難所となる学校・公民館、その他の公共施設等に、IP電話を配備し、専用無線により、設置された施設間で音声通話が可能。
- TV会議システム及びモニターを市役所本庁舎及び大井総合支所災害対策室に配備し、市役所と大井総合支所間でTV会議システムにより情報共有等を図る。



無線LAN(IP電話)を配備(ふじみ野市)

2)① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実【取組14】

➤ 伊奈町の事例

- ・ 荒川及び利根川に洪水予報（氾濫発生情報）が発令された際の緊急連絡網を作成し、迅速かつ確実に情報周知ができるよう事務所内に掲示。
- ・ 河川事務所や気象台等とのホットラインを防災担当職員に周知することで、誰もが迅速な対応が図れるよう体制作りを図る。
- ・ 電話回線等が不通になった場合に備え、防災用IP無線を関係部署に配備し、非常時の情報伝達体制を整備。



緊急連絡網(伊奈町)

➤ 春日部市の事例

- H30.11.18(日)に春日部市災害時医療救護訓練を実施。
- 災害医療本部との伝達訓練においては、救急車の手配や傷病者数の報告などを行い、災害時においても本部との連携がスムーズに行えるような訓練を実施。



災害時医療救護訓練（春日部市）

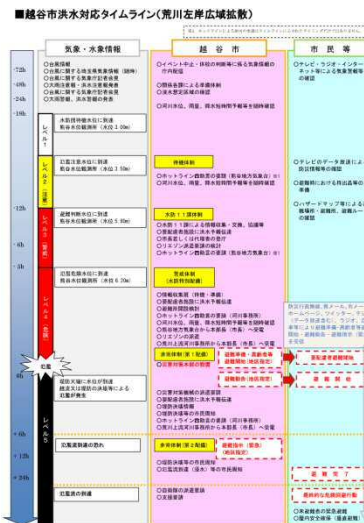
2)① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

- ・ 氾濫流の広域拡散を考慮した避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成【取組16】

➤ 越谷市、富士見市、伊奈町、寄居町、杉戸町においてタイムラインを作成。

➤ 越谷市の事例

- ・ 荒川本川の氾濫危険箇所は左岸65.2kであり、破堤した場合、24時間後から48時間後にかけて氾濫流が到達すると想定。
- ・ このため、氾濫発生から避難行動を開始しても浸水するまでに避難完了が十分可能であるため、タイムラインは広域拡散型とし、「避難準備・高齢者等避難開始」及び「避難勧告」発令判断の目安を氾濫発生時とした。

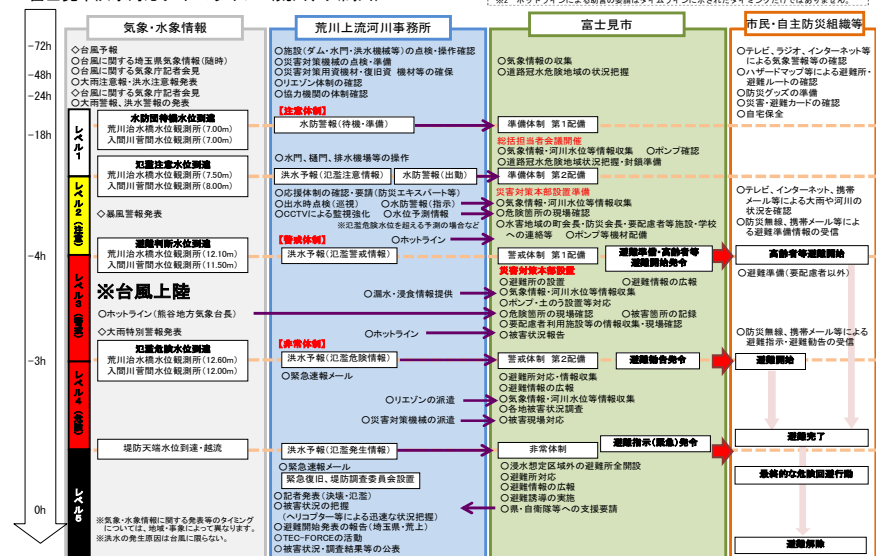


洪水対応タイムライン(越谷市)

➤ 富士見市の事例

- ・ 平成30年3月、富士見市地域防災計画の改定に合わせて作成。
- ・ 有事の際は洪水タイムライン、洪水対応時系列マニュアルを参考に対応。

富士見市洪水対応タイムライン(荒川、入間川)



洪水対応タイムライン(富士見市)

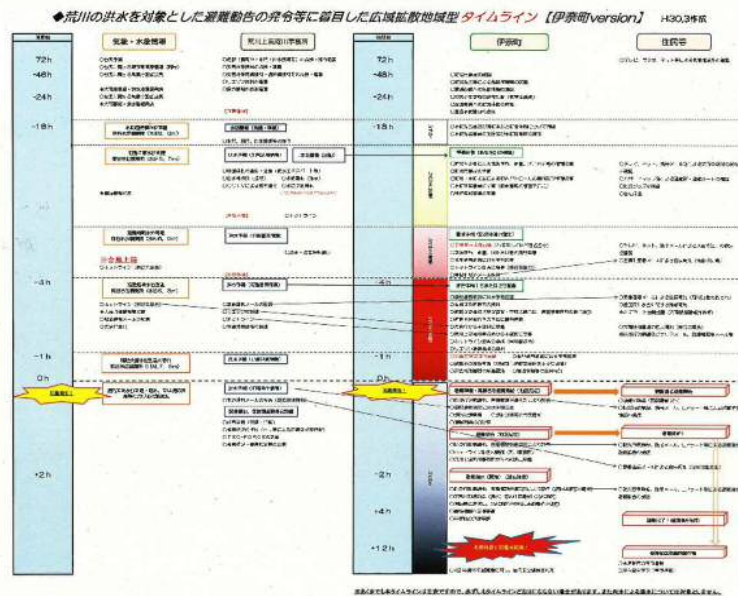
2)① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

- ・ 氾濫流の広域拡散を考慮した避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成【取組16】

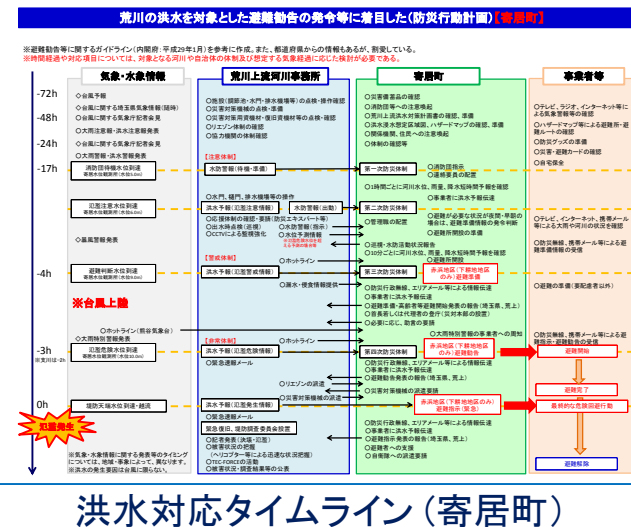
➤ 越谷市、富士見市、伊奈町、寄居町、杉戸町においてタイムラインを作成。

➤ 伊奈町の事例

- ・ 伊奈町においては荒川が決壊し、氾濫水が到達するまでに約12時間の時間的猶予があると予測されているため、広域拡散型のタイムラインを作成した。



洪水対応タイムライン(伊奈町)



洪水対応タイムライン(寄居町)



洪水対応タイムライン(杉戸町)

2)① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

・ タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練【取組17】

➤ 気象庁の事例(さいたま市水害対策図上訓練への参加)

・ 目的

荒川の越水が見込まれる際の迅速かつ円滑な災害応急対策の実施を通じ、災害対応力の強化及び市職員の災害イメージ形成を図る。

・ 参加機関

さいたま市、荒川上流河川事務所、熊谷地方気象台、陸上自衛隊、埼玉県、埼玉県警察本部、さいたま市警察部

・ 実施日時

平成31年1月23日(水)

・ 想定シナリオ

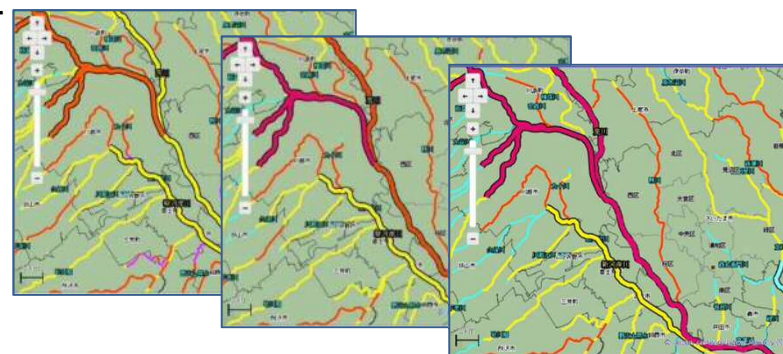
台風接近に伴い、前線の活動が活発化し、大雨を降らせている。訓練開始時までには台風は通過したが、次の台風が日本列島に接近している。

・ 気象台の役割

- ・ 統制部(コントローラー)で参加
- ・ 洪水警報の危険度分布の提供
- ・ 今後の予想雨量等の助言



オペレーションルーム



洪水警報危険度分布

気象庁の事例(さいたま市水害対策図上訓練への参加)

2)① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

- ・ タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練【取組17】

➤ 戸田市の事例

- ・ 戸田市水害避難訓練in美女木小学校の開催

高層階への避難や要配慮者の避難支援を実践した。また、降雨体験車やポンプ車、照明車等の展示や水害に関する説明会も実施。



避難訓練の様子

➤ 荒川下流河川事務所の事例

- ・ 荒川下流タイムライン(拡大試行版)の改善に向けた机上訓練の実施

「荒川下流域を対象としたタイムライン専門部会」において、出水期に運用を行った荒川下流タイムライン(拡大試行版)を活用した振り返り訓練を実施。



荒川下流域を対象としたタイムライン専門部会



専門部会で行った机上訓練の様子①



専門部会で行った机上訓練の様子②

2)① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

- ・ タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練【取組17】

➤ 朝霞市の事例

・ 災害対策本部指揮訓練の実施

平成29年5月15日、荒川の浸水想定区域や土砂災害警戒区域における影響範囲の確認、避難勧告等の発令時の取るべき対応等をシミュレーションし、職員の対応能力の向上を図るため、災害対策本部指揮訓練を実施。



災害対策本部指揮訓練(朝霞市)

➤ 白岡市の事例

・ 平成30年度白岡市災害対策本部設置訓練の実施

平成30年7月23日、平成30年度白岡市災害対策本部設置訓練を実施。



災害対策本部設置訓練(白岡市)

2)① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

・ 想定最大規模降雨に対応したハザードマップの作成・周知【取組20】

- 想定最大規模降雨に対応したハザードマップの作成・周知を実施。(羽生市、戸田市、三郷市、鶴ヶ島市、鳩山市、富士見市)

➤ 戸田市の事例

- ・ 荒川の想定最大規模降雨に対応した想定浸水区域図を掲載した”災害を「我が事」として考える本”を作成し、市内全家庭に配布。また、転入者にも随時配布している。



災害を「我が事」として考える本(戸田市)

➤ 富士見市の事例

- ・ 平成30年4月に「富士見市防災ハンドブック」発行。平成30年7月に広報紙の配布に合わせ、全戸配布を実施。



富士見市防災ハンドブック(富士見市)

2)① 浸水リスク情報の周知、避難行動支援

・ 広域避難計画の策定、市町村間の協定締結【取組21】

➤ 行田市の事例

- 平成31年2月4日、3市3町（群馬県板倉町、千代田町、明和町、埼玉県加須市、羽生市、行田市）による「災害時における利根川両岸3市3町相互応援に関する協定」を締結。
- この協定は、3市3町において災害が発生した場合に、資機材・物資の提供、被災者の一時受け入れなどについて相互に応援協力することを目的とした。



行田市の事例

➤ 白岡市の事例

- 平成30年3月13日、千葉県君津市と「災害時相互応援協定」を締結した。



白岡市の事例

2)① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

- ・ 住民に水害リスクをわかりやすく伝える「まるごと、まちごとハザードマップ」の推進【取組22】

- 民間企業と協定を締結し、電柱広告の一部に市の防災情報等を掲載(新座市・宮代町・毛呂山町)。
- 設置済みの避難場所案内看板について、洪水への対応等、災害種別ごとの対応を追記(新座市)。

➤ 宮代町の事例

- ・ 東電タウンプランニングと協定を結び、町内電柱に過去の洪水被害についての広告看板を設置した。



宮代町の事例

➤ 毛呂山町の事例

- ・ 東電タウンプランニングとの協定により、広告主を募集し、避難所への経路等を記載した看板を製作した。



毛呂山町の事例

➤ 新座市の事例

- ・ 災害対策基本法第49条の4第1項に基づき、「異常な現象の種類ごとに」指定緊急避難場所を指定。
- ・ 洪水浸水想定区域内であり、洪水時に使用しない避難場所の案内看板に対し、内閣府が設定した規格に基づく表記を行っている。



新座市の事例

2)① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

・ 要配慮者利用施設の避難計画の作成および訓練の支援【取組23】

➤ 熊谷市の事例

- 平成29年8月、浸水想定区域内の要配慮者利用施設を対象に、水防法改正に伴う避難確保計画の施設説明会を実施。



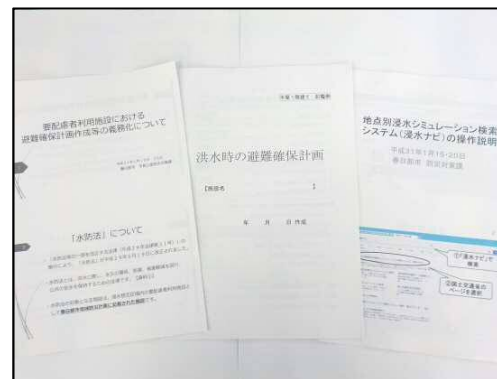
説明会の様子(熊谷市)

➤ 春日部市の事例

- 平成31年1月15日と20日に、浸水想定区域内にある市内の要配慮者利用施設の管理者などを対象とした、「洪水時の避難確保計画作成等に係る説明会」を開催。



説明会の様子(春日部市)



当日の資料

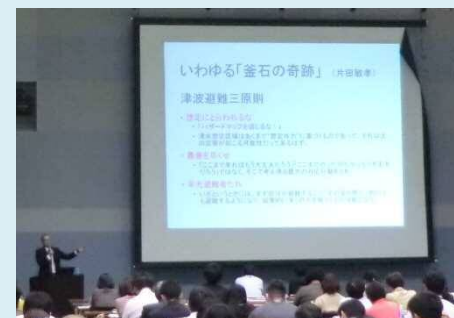
2)① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

・要配慮者利用者施設の避難計画の作成および訓練の支援【取組23】

➤ 川越市の事例

- ・ 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の管理者等を対象として、避難確保計画の「作成ポイントがわかる講習会」を開催し、計画の作成から市への提出終了までを支援。
- ・ 講習会は平成30年11月5日(月)の前期講習会(座学)と平成30年11月26日(月)の後期講習会(ワールドカフェ)の2回を実施。
- ・ 前期講習会では、91施設(110名)を対象に地域の水害特性・防災情報の入手方法、計画作成時のポイント等を説明。
- ・ 後期講習会(ワールドカフェ)は、61施設(64名)を対象に避難確保計画の内容の充実を図ることを目的として、他の施設の参加者と活発な意見交換を行い、計画作成上の問題点や課題、良い取組(知恵)等を共有。

・前期講習会



説明会時の様子

・後期講習会



スマートフォンで成果を撮影し、持ち帰りました。

意見を出し合い、フセンに書き込み

みんなでいろんな課題や知恵等を共有

ワールドカフェの開催状況

川越市の事例

2)① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

- 避難場所の絶対数が不足する地域における既存施設の避難場所としての活用【取組24】

➤ 八潮市の事例

洪水災害時に民間企業の建物を住民が緊急一時避難所として利用することに承諾を得た。

洪水災害時における緊急一時避難所に関する協力書締結一覧

	町会名	協力企業名	締結年月日
1	西袋町会	八潮幼稚園	H28.12.19
2	西袋町会	ヨネックス株式会社	H28.12.19
3	西袋町会	コーワ株式会社	H29.5.26
4	柳之宮町会	コーワ株式会社	H29.5.26
5	浮塚町会	第一プラザ八潮	H27.11.10

八潮市の事例

➤ 久喜市の事例

洪水時の一時避難施設としての使用について民間企業と協定を締結した。

・協定先

- 株式会社ラウンドワンスタジアム さいたま・栗橋店
- イオンリテールストア株式会社イオン東鷲宮店

洪水時における一時避難施設の使用に関する協定 【目的】 第1条 株式会社ラウンドワンスタジアム（以下「甲」という。）と久喜市（以下「乙」という。）は、洪水等が発生し又は洪水等が発生するおそれがある場合（以下「洪水時等」という。）において、避難等を余儀なくされた者（以下「避難者」という。）に対して、洪水時避難施設として使用すること等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。 【定義】 第2条 この協定において、「洪水時避難施設」とは、避難警戒情報や洪水警報等発表時における一時的な避難施設をいう。 【協力内容】 第3条 乙は、洪水時等に必要と認めるときは、この協定に基づき甲に対し、次に掲げる事項の全部又は一部について協力を要請することができる。甲は、乙の要請に対し可能な限り協力するものとし、履行義務を負うものではない。 （1）避難者に対し、甲の施設の一部を一時受入場所として無償提供する。 （2）避難者に対し、乙が準備する飲料水、食料等を提供すること。 （3）避難者に対し、甲の施設において、水道水及びトイレを無償提供すること。 （4）避難者に対し、知り得た災害に関する情報、公共交通機関の運行情報及び道路情報等を提供すること。 （5）その他、甲が避難者の一時受入等に関して乙に協力できる事項。 【要請期間及び要請方法】 第4条 前条の規定による協力の要請期間は、避難警戒情報や洪水警報等が発せられ、避難を開始されたときから、洪水等による浸水などの状況が改善されるまでの間とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議の上、期間を延長するものとする。 第5条 甲は、この協定に基づき協力したときは、口頭又は電話をもって報告し、事後に報告書を出すものとする。 （避難者の退去） 第6条 乙は、前条の規定による避難者の一時的な受入れが終了した場合において、なお必要な理由なく甲の施設から退去しない避難者がいるときは、甲と協力し避難者の退去を指示するものとする。この場合において、乙は当該避難者の事情を考慮するものとし、適宜適切な場所への移動を指示しなければならない。 （住民への周知） 第7条 甲は、乙が本協定に基づき洪水時等の避難施設であることについて、事前に甲による広報内容について確認を得た上で、地域住民に対し周知を行うことを了承するものとする。ただし、周知方法については、甲乙協議の上、定めるものとする。 （費用負担） 第8条 乙は、甲が本協定に基づき当該施設を避難施設として提供した場合、施設の使用料として甲に対し、光熱水費等の実費を相当分を支払うものとする。	
2 乙は、使用料のほか必要に当該施設を避難施設として使用したことにより当該施設及びその附属設備、物品等に損害が生じた場合、その損害額を甲に支払うものとする。 【損害賠償】 第9条 甲及び乙は、第4条に定める期間中に得た情報を相互に提供し合い、情報の共有化に努めるものとする。 【守備義務】 第10条 甲は、第3条各号に掲げる事項への協力中に知り得た個人情報、乙以外の者に漏らしてはならない。第4条に定める期間が満了した場合も、また同様とする。 【平常時からの働き】 第11条 甲は、洪水時等における円滑な協力体制が図れるよう乙の指導、助言及び協力ののもと、平常時から応援体制及び情報収集体制の整備に努めるとともに、乙が行う防災訓練等に協力するものとする。 2 甲及び乙は、平常時から水害への備えに万全を期するため、本協定に関わる連絡体制を毎年更新し、変更があった場合は、その都度連絡するものとする。 【協議】 第12条 本協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。 【効力】 第13条 本協定の有効期間は、平成29年1月23日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲乙いずれからも更新を申し出がないときは、本協定は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。 本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。 平成29年1月23日	大野町東町区役所（〒311-0101 埼玉県久喜市大野町東町1-9-2） 株式会社ラウンドワンスタジアム さいたま・栗橋店 代表取締役 杉野 公彦 支配人 田中 隆二 久喜市長 田中 隆二

協定書(株式会社ラウンドワンスタジアム さいたま・栗橋店)

久喜市の事例

2)① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

・ 水防災に関する説明会の開催【取組25】

➤ 坂戸市の事例

- ・ 平成30年11月24日(土)に「さかど水防災セミナー」を開催。
- ・ 自主防災組織、一般参加者、来賓等で合計173名が参加。荒川上流河川事務所職員や気象予報士による講演を行ったほか、平成30年10月に坂戸市が導入した排水ポンプ車を使用し、市民プールで排水デモンストレーションを実施。



講演の様子



排水ポンプ車 排水
デモンストレーション

坂戸市の事例

➤ 深谷市の事例

- ・ 市長による自治会役員を対象にした『市長と語る集い』におけるハザードマップを基にした講座を実施。全12回参加自治会役員510名。
- ・ 講座依頼のあった自主防災会、民生委員に『深谷市洪水・内水ハザードマップ』を基に、浸水区域、避難情報などの説明を実施。



防災講座の様子

深谷市の事例

2)① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

・水防災に関する説明会の開催【取組25】

➤ 和光市の事例

- ・平成31年3月27日(水)に「水害からみをまもる講演会」を開催。
- ・避難の判断に必要な情報収集や避難のしかたについて知り、自ら考え行動できるよう、本当に役立つ防災の技や知恵を分かりやすくレクチャーした。

本当に役立つ水害の知恵を伝授! 定員 200名

水害から身をまもる講演会

参加無料 申し込み不要

初心者 大歓迎!

事前確認のポイントとは?

避難のタイミングとは?

わかりやすい図解マニュアルブックをプレゼント!

避難入手法とは?

日時: 3月27日(水) 19:30~21:00 (開場 18:30)

場所: 和光市市民文化センター サンアゼリア (小ホール)

講師: 小倉 文佳 (NPO法人プラス・アーツ東京事務所長)

内容: 避難の判断に必要な情報収集や避難のしかたについて知り、自ら考え行動できるよう、本当に役立つ防災の技や知恵を分かりやすくレクチャーします!

主催: 和光市危機管理室 協賛: 埼玉県河川協会 問い合わせ: 048-424-9097 (和光市危機管理室庶務担当)

和光市の事例

➤ 松伏町の事例

松伏町では、市民対象の出前講座を通じた水防災意識の啓発を行っている。

開催日	対象者	参加者
7月 1日(日)	自治会・自主防災会	40人
7月19日(火)	自主防災会	20人
8月26日(日)	自治会	15人
11月18日(日)	自治会	30人
2月 8日(土)	自治会	25人
2月12日(火)	学童クラブ指導員	31人
合計		161人

松伏町の事例

2)① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

・教員を対象とした講習会の実施【取組26】

- 学校の教員を対象とした講習会の実施(熊谷市、吉川市、蕨市、朝霞市)
- 地元(川口市・蕨市・戸田市)の教職員を対象とした防災研修会を実施(荒川下流河川事務所)

・教員向け減災研修会(吉川市)

災害対策について経験豊富な講師を招き、地震と水害について災害図上訓練を通じて、地域の特性を理解することで、減災意識の普及、啓発に役立て、児童及び生徒の災害に対する意識を育てることを目的とする。

年度	開催日時	内容・講師等	会場	参加者数
H28	H28.11.29(火) 15:00～17:00	各小中学校教職員対象 災害図上訓練 地震編・水害編 災害対策研究会代表 宮本英治	美南小学校 多目的室	9人
H29	H29.9.28(木) 14:30～16:30	各小中学校教職員対象 災害図上訓練 地震編・水害編 災害対策研究会代表 宮本英治	旭地区 センター 2階会議室	16人
H30	H30.10.5(金) 14:30～16:30	各小中学校教職員対象 災害図上訓練 地震編・水害編 災害対策研究会代表 宮本英治	おあしす セミナー ルーム4	10人



教員向け減災研修会(吉川市)

・地元(川口市・蕨市・戸田市)の教職員を対象とした防災研修会
防災教育の一環として、各地域において脅威(きょうい)となる災害のひとつである水防災に焦点をあて、荒川が氾濫した場合に起こりうる水災害の想定、国土交通省の役割、命を守るための自助共助の大切さとその方法や留意点、児童生徒への指導のあり方などについて実際に教育の場で働かれている学校教員(先生)を対象に水災害に対する意識向上を目的とした防災研修会を3つの市にて実施した。



教職員を対象とした防災研修会【川口市】 教職員を対象とした防災研修会【蕨市】



教職員を対象とした防災研修会【戸田市】

防災研修会の実施(荒川下流河川事務所)

2)① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

・小学生を対象とした防災教育の実施【取組27】

➤ 越谷市の事例

1. 越谷市立城ノ上小学校

- (1)日 時 平成31年2月6日(水)9:00～10:20
(2)概 要 災害発生時における児童の安全確保、初動期の職員の対応並びに地域との連携をねらいとして、「災害への備え」、「避難所運営」をテーマとして講話を行った。
(3)参加者 全校児童607名、教職員30名、地域住民若干名



越谷市の事例

2. ドキドキ防災キャンプ(越谷市子ども会育成連絡協議会主催)

- (1)日 時 平成30年8月4日(水)13:00から
8月5日(木)12:00まで
(2)概 要 災害時に自分の命は自分で守ることができるよう、「防災」をテーマとして講話を行った。
(3)参加者 小学校5・6年生、中学生 計75名



2)② 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

・ 出前講座等を活用した講習会の実施【取組28】

➤ 加須市の事例

● 目的

関係機関と連携した防災教育を効果的に展開するために、学校現場で活用できる教材について知るとともに、子どもたちを守る当事者としての意識を高め、防災教育の充実を図る。

● 日時 平成30年8月22日（水）午前9時15分～正午

● 場所 大利根水防センター

● 研修内容

(1) 講話

「効果的な防災教育の推進～関係機関と連携した取組の充実に向けて～」

講師 国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所防災対策課長

(2) 体験活動 降雨体験車・自然災害体験車

● 参加対象 市立各小・中学校から教職員1名、保護者・学校応援団等1名

● 研修会の様子



講 話



ハザードマップの説明



降雨体験車による体験

加須市の事例

2)② 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

・ 出前講座等を活用した講習会の実施【取組28】

➤ 久喜市の事例

1. 日 時 平成30年1月28日(日) 13時30分開演

2. 場 所 栗橋文化会館(イリス)ホール

3. 内 容 講演「大規模水害から犠牲者ゼロを達成するために
～久喜市における水害避難を考える～」

講 師 片田 敏孝 氏

東京大学大学院情報学環 特任教授

4. 参加状況 312人(会場476席、65.5%)

※自主防災組織、行政区、コミュニティ協議会、一般の市民の方々



講演会の様子

久喜市の事例

➤ 杉戸町の事例

地域の防災訓練の第2部として「洪水対応タイムライン」を利用した講座の実施



講座の様子

杉戸町の事例

➤ 草加市の事例

危機管理課では、町会・自治会を中心に年間30回程度防災講演会を実施し、防災全般、ハザードマップの読み方、水害等の多様なメニューで市民の防災力向上に努めている。



講演会の様子

草加市の事例

2)② 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

- 水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検【取組29】

➤ 坂戸市の事例

- 平成30年6月6日(水)、坂戸市萱方地先、浅羽地先、中里地先において平成30年度 重要水防箇所共同巡視を実施。
- 関係機関、地元関係者(区・自治会長、自主防災組織代表者など)合計40名が参加し、坂戸市萱方地先、浅羽地先、中里地先の巡視を実施。地元関係者は、重要水防箇所に関する質問だけでなく、水防全般に関する質問や意見等を関係機関に投げかけていた。



坂戸市の事例

2)② 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

- 水防団強化を目的とした、広報の充実(水防団確保)、水防団間での連携・協力に関する検討及び関係機関が連携した実働水防訓練の実施【取組30】

- 平成30年7月14日、荒川北縁水防事務組合による水防演習を実施(熊谷市、行田市、鴻巣市)。
 - ・期日 平成30年7月14日(土)
 - ・場所 鴻巣市糠田地先荒川左岸堤防
 - ・目的 水防法第32条の2に基づき、洪水等による水害を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減するため毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体と水防訓練を実施している。



水防演習の様子(鴻巣市写真提供)

荒川北縁水防事務組合による水防演習

2)② 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

- 水防団強化を目的とした、広報の充実(水防団確保)、水防団間での連携・協力に関する検討及び関係機関が連携した実働水防訓練の実施【取組30】

➤ 平成30年7月1日、越辺川・高麗川水害予防組合による水防演習を実施(坂戸市、越生町、毛呂山町)。

・期日 平成30年7月1日(日)



水防演習の様子(毛呂山町写真提供)

越辺川・高麗川水害予防組合による水防演習

2)② 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

- ・ 水防団強化を目的とした、広報の充実(水防団確保)、水防団間での連携・協力に関する検討及び関係機関が連携した実働水防訓練の実施【取組30】

➤ 蓮田市の事例

- ・ 市総合防災訓練において市内事業者の協力を得て市民参加の土のう作成訓練を実施。
- ・ 例年、市総合防災訓練において「土のう作成訓練」を実施。訓練には、各自主防災会から数名ずつ参加している他、市内の事業者で構成されている「災害対策協力会」の皆様にご指導いただき、土のうを作成。作成した土のうは、市役所で保管し、台風やゲリラ豪雨などの際の水防活動において使用。
- ・ 平成30年8月26日(日)に開催された「第39回九都県市合同防災訓練埼玉県会場」においては、ゲリラ豪雨などの大雨による浸水被害を想定した積み土のう工法の体験訓練を実施。



平成28年度第34回蓮田市総合防災訓練
「土のう作成訓練」



第39回九都県市合同防災訓練埼玉県会場
「積み土のう工法訓練」

2)② 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進【取組31】

- ポスターや自治体ホームページにおいて消防団員の募集を実施(志木市、東松山市、北本市)。
- 水防団を兼ねる消防団について、広報において特集を行った。また、消防団で作成した埼玉県消防操法大会出場の映像を市役所で再生した(北本市)。
- 荒川左岸水害予防組合の水防計画書において、水防協力団体について記載し、水防管理者として水防協力団体を募集・指定の促進の為に協力体制等を明確化した(蕨市)。

あなたの手で地域の安心安全を守る 志木市消防団 団員募集!!



平成30年 志木市消防団初式より

志木市消防団では「自分たちの地域は自分たちで守る」という使命感を持った団員を募集しています。

主な事業

- 災害時の活動(消火・救助・水防活動)
- 各種訓練への参加
- 消防団事業(消防出初式や消防連合点検等)

資 格: 市内在住・在勤で18歳～45歳未満の健康な人
原則5年以上活動できる人

募集人数: 若干名

問 合 せ: 志木市役所防災危機管理課(消防団事務局)

TEL 048-473-1111 (内線2326)

志木市の事例

消防団員の募集について
更新日: 2014年2月20日

消防団とは

消防団は、普段は、自分の仕事や学業を持ちながら、平常時には地域の防火・防災の担い手として、また、災害発生時には消火・警戒などの消防活動を行い、地域の防災リーダーとしての役割を担っています。

近年、消防団員数は減少傾向にあり、高齢化も進んでいることから、その活動力の低下が懸念されています。市では、近隣町村と構成する比企広域消防本部において、消防団の募集や活動支援をしていますので、是非、地域の防災活動にご協力ください。

詳しくは、比企広域消防本部のホームページ(消防団員の募集)をご覧ください。
消防団の募集に関する問い合わせは、比企広域消防本部管理課(0493-23-2265)までお願いします。

- [比企広域消防本部\(消防団員の募集\)ホームページ\(外部リンク・別ウィンドウが開きます\)](#)
- [\(参考\)消防団の消防団公式ホームページ\(外部リンク・別ウィンドウが開きます\)](#)

問い合わせ先 東松山市役所 秘書室 危機管理課
〒355-8601
東松山市松葉町1-1-58
電話: 0493-21-1405
ファックス: 0493-22-7799
[問い合わせフォーム](#)

防災情報

- ・ お知らせ
- ・ 防災行政無線放送について
- ・ 緊急連絡メールについて
- ・ 全国瞬時警報システム(ALERT)
- ・ 緊急警報・注意報(電身注意情報・特別警報)について
- ・ 地域での助け合い(自主防災組織)
- ・ 自主防災組織への補助制度
- ・ 災害に対する日頃の備え

東松山市の事例



平成30年7月豪雨災害 義援金の募集

前線および台風7号の大被害により、西日本を中心に甚大な被害が起きました。この災害被災地を支援するための義援金を受け付けています。市民の皆さんのご協力に支援をお願いします。

【対象】災害中と志、大切な地域を守ろう

地域が地域を守る。

● 総合福祉センター
● 福祉課7番窓口
(TEL 044-5634)

北本市の事例

2)② 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築【取組32】

➤ 災害時に応急対応業務に関する協定を締結している(鴻巣市、深谷市、北本市、吉見町)。

➤ 鴻巣市の事例

鴻巣市建設業協会と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結しました。

- ・とき 平成30年10月17日(水)
- ・ところ 鴻巣市役所新館 市長応接室

・協定の主な内容

災害時(地震、風水害等)における、応急対策のための活動を迅速に実施することを目的とし実施するための協力



鴻巣市の事例

➤ 北本市の事例

平成29年10月22日に台風21号により発生した溢水被害に対し、地域の建設業者の協力を得て対応した。

(市内の総合建設業協会との防災協定あり。平成28年1月15日締結)



台風21号により発生した溢水被害に対する建設業者の対応の様子

北本市の事例

2)③ 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復のための排水活動の取組

・ 既存排水施設、排水ポンプ車等を活用した排水計画の策定【取組34】

➤ (独)水資源機構の事例

- ・平成28年6月、国土交通省関東地方整備局と独立行政法人水資源機構は「災害時における災害対策用機材等の相互融通に関する協定」を締結。
- ・排水計画を支援するため、本協定に基づき相互が保有する災害対策用機材等に係る最新情報の共有を継続している。

災害対策用機材等に係る情報共有の実施

平成28年6月、国土交通省関東地方整備局と独立行政法人水資源機構は「災害時における災害対策用機材等の相互融通に関する協定」を締結しました。

排水計画を支援するため、本協定に基づき相互が保有する災害対策用機材等に係る最新情報の共有を継続しています。

機 材	能 力 (m^3/min)	関 東 管 内	中 部 管 内	吉 野・筑 後 管 内
ポンプ車	60	利根導水：1台	愛知用水：1台	筑後川下流：1台
ポンプ車	30	千葉用水：1台	豊川用水：1台	香川用水：1台
バックホウポンプ (PP)	10	利根導水：2セット	愛知用水：2セット	筑後川下流：2セット
クレーン付トラック1台に		霞ヶ浦用水：2セット	三重用水：2セット	香川用水：2セット
PP+発泡を1セット搭載		群馬用水：2セット	木曾川用水：2セット	両筑平野：2セット
送水能力 (計)		2.5 m^3/sec	2.5 m^3/sec	2.5 m^3/sec

写真-1 ポンプ車:60 m^3/min (大型自動車)



写真-2 ポンプ車:30 m^3/min (中型8t車)



(独)水資源機構の事例

2)③ 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復のための排水活動の取組

・ 既存排水施設、排水ポンプ車等を活用した排水計画の策定【取組34】

➤ 荒川上流河川事務所の事例

- ・ 平成30年1月に、代表ブロックを対象とした緊急排水計画(案)を作成。

大規模氾濫時における緊急排水計画 (案) 平成30年1月 荒川上流河川事務所 防災情報課	大規模氾濫時における緊急排水計画 (案) 目 次 第1章 緊急排水計画のブロック分割検討 1-1 1.1. 荒川上流管内における氾濫特性等の把握 1-1 1.1.1. 対象外力 (想定最大規模降雨) 1-1 1.1.2. 氾濫特性の把握 1-2 1.1.3. 浸水被害特性の把握 1-7 1.1.4. 排水施設の整備状況 1-8 1.2. 緊急排水計画のブロック分割 1-10 1.3. 緊急排水計画検討ブロックの選定 (代表1ブロック) 1-12 第2章 代表ブロックにおける緊急排水計画の目標設定 2-1 2.1. 代表ブロックの現状把握 2-1 2.1.1. 地帯および盛土構造物 2-1 2.1.2. 氾濫特性 2-2 2.1.3. 破堤地点別浸水区域および浸水ボリューム 2-4 2.1.4. 重要施設浸水状況や土地利用状況等について 2-5 2.2. 代表ブロックにおける緊急排水計画の目標設定 2-7 第3章 排水対策の検討 3-1 3.1. 対象とする排水対策の選定 3-1 3.2. 排水条件 3-5 3.3. 排水ポンプ車活用検討 3-6 3.3.1. 排水促進効果の検討 3-6 3.3.2. 配置計画 3-10 3.3.3. 排水訓練計画 (案) 3-29 3.4. 堤防開削の検討 3-33 3.4.1. 堤防等の開削による排水促進の実施事例 3-33 3.4.2. 堤防開削箇所の選定 3-39 3.4.3. 堤防開削形状の設定および堤内池への影響 3-44 3.5. 地域所有ポンプ活用検討 3-55 【巻末資料目次】 1. 破堤地点別最大浸水範囲 2. 代表ブロック破堤地点別の浸水状況 3. 左岸 42.4k 破堤時の代表ブロック浸水箇所系列図
---	--

緊急排水計画(案)

荒川上流河川事務所の事例

2)③ 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復のための排水活動の取組

・ 排水計画に基づく排水訓練の実施【取組35】

➤ (独)水資源機構の事例

・平成29年12月及び平成30年10月、独立行政法人水資源機構は排水計画を支援するため、機構が保有する排水ポンプ車等の設営・操作訓練を実施。

排水ポンプ車等設営、操作訓練の実施

平成29年12月及び平成30年10月、独立行政法人水資源機構は排水計画を支援するため、機構が保有する排水ポンプ車等の設営・操作訓練を実施しました。

この訓練実施により即応できる支援体制を整えています。

【写真は平成30年の訓練状況】



(独)水資源機構の事例